

豊島区専任を必要とする主任技術者の兼任の取扱いに関する運用基準

制定 平成 30 年 3 月 7 日 総務部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、建設業法施行令第27条第2項の適用について、監理技術者制度運用マニュアル(平成28年12月19日付国土建第349号)に準じ、主任技術者が兼任することができる場合についての必要な事項を定めるものとする。

(兼任を認める条件)

第2条 次の各号の全てに該当する場合は、専任を必要とする工事を含み合計で2件まで主任技術者(監理技術者は対象外)を兼任することができるものとする。ただし工事主管課の所属長が、工事の適正な施工に支障があり兼任を認めることが適当でない判断した場合はこの限りではない。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれるものとする。
- (2) 現場代理人と主任技術者を兼ねていないこと。
- (3) いずれも、豊島区が発注した工事であること。
- (4) いずれも、工事現場が豊島区内にあること。
- (5) 対象は、元請の主任技術者とする。
- (6) 公表時に兼任可の旨を明示している工事であること。
- (7) 前年度または当該年度における工事成績評定が 60 点以上であること。

(兼任に関する手続き等)

第3条 専任の主任技術者の兼任については、次の手続きを行うこととする。

- (1) 専任の主任技術者の兼任を認めない場合は起工時、工事主管課の担当者から契約担当者へ提出する「発注予定工事」に兼任の不可を記載する。
- (2) 前号の場合契約課は、発注公告に兼任の不可を記載する。
- (3) 専任の技術者の兼任を希望する受注者は、工事着手前に「申請書」を履行中工事主管課に4部提出し兼任の承認を受けた後、工事主管課にその「申請書」を提出の上、さらに承認を受けなければならない。
- (4) 「申請書」は、承認後、工事主管課、履行中工事主管課、契約課で保管するとともに受注者に返却する。

付則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に公告開始する工事について適用する。

「別紙」

1 第2条第1項第1号にいう工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事とは、工事に含まれる主な工作物が同種類のものとする。

例:舗装(仮復旧を除く)、水道施設、下水道施設、コンクリート構造物、土工(切盛土)など

2 第2条第1項第1号にいう施工に当たり相互に調整を要する工事とは、主に以下のものとする。

- ① 工事用道路(施設の出入口等も含む)を共有しており、工程調整が必要な工事
- ② 現場発生土等を流用し調整が必要な工事
- ③ 交通規制が必要で相互に影響があり調整が必要な工事
- ④ 同一の河川または同一の敷地施設の工事(公園、住宅、浄水場、水再生センターなど)
- ⑤ 資材の調達を一括で行う工事